**八尾市立斎場の仮予約後の手続きについて（ご案内）**

別紙②

平素は本市行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

　八尾市立斎場を利用される場合、現在は市民課（または管理センター）の窓口にて予約を取っていただいております。

　令和６年２月１日より、八尾市電子申請システム上で仮予約をしていただいた後に、市民課（または管理センター）で本予約（死亡届の提出及び斎場使用料の支払い）をしていただくことになりますので、お知らせいたします。

※死産届・身体の一部の取り扱いについては変更ありません。

**【八尾市立斎場の仮予約後～本予約の流れについて】**

1. 八尾市電子予約システムで仮予約後、「八尾市立斎場仮予約確認書」をプリントアウトしていただき、市民課（または管理センター）に死亡届又は他市発行の埋葬許可証と共に提出してください。

※プリンタ環境がない場合は、予約番号・予約日時・故人氏名を記入した用紙（どのような用紙でも構いません）をお持ちいただき、窓口にて所定の用紙にご記入ください。

※なお、八尾市立斎場の仮予約（システムの操作方法など）については、環境施設課までお問合せください。

1. 市民課（または管理センター）で斎場使用料の支払いを行なってください。
2. 斎場使用料の**入金確認後、本予約成立**となります。
3. 「埋火葬許可証」（斎場使用許可証）を発行いたします。

※仮予約（もしくは本予約）の取消及び変更について※

・インターネット上での取消操作はできません。

・八尾市立斎場へ予約確認書を持参のうえ、取消手続きをしてください。

・本予約後（埋火葬許可証（斎場使用許可証）発行後）の取消や日時変更の場合は、差し替えのため、市民課（時間外は管理センター）での手続きが必要です。

・日時変更の際は、必ず先に仮予約をしていただき、新たな「八尾市立斎場仮予約確認書」を埋火葬許可証（斎場使用許可証）と共にご提出ください。

**【本予約の受付窓口のご案内】**

**平日の８時４５分から１７時１５分　　→　　市民課**

**上記（平日の８時４５分から１７時１５分）を除く時間帯　→　管理センター※**

※ただし、２１時３０分～翌朝８時４５分までは、本予約および埋火葬許可証（斎場使用許可証）の発行はできません。死亡届及び「八尾市立斎場仮予約確認書」の預かりのみとなり、再度ご来庁いただく必要がございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

八尾市役所　人権ふれあい部　市民課

電話番号：０７２－９２４－８５３２